

第6章 中国におけるIFRS教育

孫 美灵 (Sun, Meiling)

第1節 中国におけるIFRS導入状況

(1) 「企業会計準則」とIFRS

中国の「企業会計準則」(以下、準則とする)は1992年から続々と公布、実施されているが、形式的にも内容的にも国際会計基準(International Accounting Standards :IAS /International Financial Reporting Standards: IFRS、以下、単にIFRSと略称する。)を強く意識した中で制定されたものである。1992年に公布された最初の準則「企業会計準則—基本準則」(2006年2月に改訂、以下、基本準則とする)は、IFRSの概念フレームワークをモデルとして制定されたものである。1997年から2006年にわたって38の「企業会計準則—具体準則」(以下、具体準則とする)が公布され、2007年1月1日より上場企業を対象として実施されているが¹、これも当時の状況下で最大限IFRSに近づけたものである。準則は基本準則、38の具体準則および38の解釈指針で構成されている(図表6-1を参照)。図表6-1からわかるように、準則は各基準のタイトルを形式的に見る限り、必ずしもすべての項目においてIFRSと一対一で対応しているわけではないが、内容的にはIFRSの内容と極めて類似している。

なぜ準則の整備に1992年から2006年までの長い歳月を要したのかという疑問に答えるには、中国の経済体制の移行と経済発展を振り返えなければならない。1992年に提唱された社会主義市場経済体制への移行の一環として、会計基準も国際会計基準をモデルとして制度改革が行われた。しかし、当時の経済発展段階では、先進国の会計基準を即時導入する環境が整っておらず、IFRSをモデルにした準則の整備を進めると同時に当時の経済状況に応じた基準作りも進んできた。基本準則が制定された1992年当時は、「外国投資企業会計制度」、「株式制試行企業会計制度」(1998年に「株式制企業会計制度」に改訂)、13種の「業種別企業会計制度」が併存していた。経済発展とともにこうした多様な基準の併存による弊害が顕在化し、2002年には一つの「企業会計制度」に収斂された。「企業会計制度」は準則と歩調を合わせながら制定されたもので、2007年には2006年に新たに公布された準則²に包摂される形で廃止された。以上から中国のIFRSへのコンバージェンスのアプローチは、IFRSをモデルとした準則と中国の現状をベースとして制定されたローカル基準を同

¹ 準則の適用範囲は、適用初年度の2007年は上場企業(1570社)であったが、2008年からは非上場の中央国有企業、非上場の商業銀行や商業保険会社に拡大し、2009年からは農村信用社(銀行)、省・区・市の国有企業までに拡大した。(財政部会計司[2009]、9頁)

² 2006年2月に基本準則と38の具体準則が一斉に公布されたが、その中の一部はそれまでにすでに公布されていた既存の基本準則と16個の具体準則を修正する形で公布されている。2006年に公布された基本準則、38の準則及び38の解釈指針を合わせて新準則と言われている。2007年1月1日から新準則を適用する企業は既存の準則、「企業会計制度」および「金融企業会計制度」を適用しない。

時に稼働させ、経済発展とともにローカル基準を徐々に準則に近づけ、最終的には準則つまり IFRS に収斂する二元的アプローチを採っていることがわかる。

図表 6-1 企業会計準則

準則	解釈指針
準則－基本準則	
準則第 1 号－棚卸資産	「準則第 1 号－棚卸資産」の解釈指針
準則第 2 号－長期持分投資	「準則第 2 号－長期持分投資」の解釈指針
準則第 3 号－投資不動産	「準則第 3 号－投資不動産」の解釈指針
準則第 4 号－固定資産	「準則第 4 号－固定資産」の解釈指針
準則第 5 号－生物資産	「準則第 5 号－生物資産」の解釈指針
準則第 6 号－無形資産	「準則第 6 号－無形資産」の解釈指針
準則第 7 号－非貨幣性資産の交換	「準則第 7 号－非貨幣性資産の交換」の解釈指針
準則第 8 号－資産の減損	「準則第 8 号－資産の減損」の解釈指針
準則第 9 号－従業員報酬	「準則第 9 号－従業員報酬」の解釈指針
準則第 10 号－企業年金基金	「準則第 10 号－企業年金基金」の解釈指針
準則第 11 号－株式報酬	「準則第 11 号－株式報酬」の解釈指針
準則第 12 号－債務再編	「準則第 12 号－債務再編」の解釈指針
準則第 13 号－偶発事象	「準則第 13 号－偶発事象」の解釈指針
準則第 14 号－収益	「準則第 14 号－収益」の解釈指針
準則第 15 号－工事契約	「準則第 15 号－工事契約」の解釈指針
準則第 16 号－政府補助	「準則第 16 号－政府補助」の解釈指針
準則第 17 号－借入費用	「準則第 17 号－借入費用」の解釈指針
準則第 18 号－所得税	「準則第 18 号－所得税」の解釈指針
準則第 19 号－外貨建取引の換算	「準則第 19 号－外貨建取引の換算」の解釈指針
準則第 20 号－企業結合	「準則第 20 号－企業結合」の解釈指針
準則第 21 号－リース	「準則第 21 号－リース」の解釈指針
準則第 22 号－金融商品の認識と測定	「準則第 22 号－金融商品の認識と測定」の解釈指針
準則第 23 号－金融資産の譲渡	「準則第 23 号－金融資産の譲渡」の解釈指針
準則第 24 号－ヘッジ	「準則第 24 号－ヘッジ」の解釈指針
準則第 25 号－元保険契約	「準則第 25 号－元保険契約」の解釈指針
準則第 26 号－再保険契約	「準則第 26 号－再保険契約」の解釈指針
準則第 27 号－石油・天然ガスの採掘	「準則第 27 号－石油・天然ガスの採掘」の解釈指針
準則第 28 号－会計方針、見積りの変更と誤謬の修正	「準則第 28 号－会計方針、見積りの変更と誤謬の修正」の解釈指針
準則第 29 号－貸借対照表の後発事象	「準則第 29 号－貸借対照表の後発事象」の解釈指針
準則第 30 号－財務諸表の表示	「準則第 30 号－財務諸表の表示」の解釈指針
準則第 31 号－キャッシュ・フロー計算書	「準則第 31 号－キャッシュ・フロー計算書」の解釈指針

準則第 32 号—中間財務報告	「準則第 32 号—中間財務報告」の解釈指針
準則第 33 号—連結財務諸表	「準則第 33 号—連結財務諸表」の解釈指針
準則第 34 号—一株当たり利益	「準則第 34 号—一株当たり利益」の解釈指針
準則第 35 号—セグメント別報告	「準則第 35 号—セグメント別報告」の解釈指針
準則第 36 号—関連当事者についての開示	「準則第 36 号—関連当事者についての開示」の解釈指針
準則第 37 号—金融商品の開示	「準則第 37 号—金融商品の開示」の解釈指針
準則第 38 号—準則の初度適用	「準則第 38 号—準則の初度適用」の解釈指針

出典：財政部会計準則委員会 HP より筆者作成

(2) 同等性評価

準則は 2007 年 12 月 6 日に、香港の企業会計基準³ と同等であると認められ、香港で上場している中国企業は準則に基づいて作成した財務諸表をもって香港で資金調達することが可能になった。また、準則は EU からは正式な同等性評価を得られていないが、経過措置として 2009 年から 2011 年末までに、中国企業は中国の企業会計準則に基づいて作成した財務諸表を持って、EU の証券市場に上場してもよいとされている。つまり、国際会計基準に基づき再調整を行う必要はないということである。アメリカとも同等性評価を目指し、2008 年 4 月と 2009 年の 5 月にわたって 2 回の中米会計協力に関する備忘録を交わしている。

(3) コンバージェンス

2010 年 4 月 1 日、中国財政部はコンバージェンスに関するロードマップ『中国企業会計準則の国際財務報告基準への持続的コンバージェンスを実現するための路線図』を公表した（2009 年 9 月にロードマップの意見徴収案を公表）。当該ロードマップでは 2011 年末までに準則の改訂作業を終えることとなっており、またコンバージェンスに対する中国独自の理解と姿勢が示されている。財政部は「コンバージェンスは、国際財務報告基準に新たな改訂がある度に、その都度中国の会計準則を修正するような受身的な対応を意味するものではない。我が国の会計理論・会計実務に携わる専門家達が IFRS の基準設定に積極的に参加することによって中国の経済的状況が考慮される国際会計基準作りに貢献することである。」と主張している。

(4) 中国の特殊事情を考慮した IFRS

財政部と IASB 間の長年の議論と交渉を経て、「IAS24 関連当事者」、「IFRS 第 1 号初度適用」は、それぞれ 2009 年、2010 年に中国の特殊事情が勘案される形で修正されている。改訂前の「IAS24 関連当事者」では、政府の支配または実質的な影響を受けている企業は、政府の支配または実質的影響を受ける他の企業との取引をすべて情報開示しなければなら

³ 香港は 2005 年から IFRS を導入している。

ないとされているが、改訂後は実質的支配関係のない国有企業間取引の開示は不要となった。中国の場合国有企業が多く、実質的支配関係のない国有企業間の取引すべてを開示するには膨大なコストがかかり、またそのような情報は投資家にとって何ら有用な情報とならず、むしろ投資家を混乱させることになる。また、改定前の「IFRS 第1号初度適用」では、例えば2007年に株式会社に組織改組した国有企業（国有企業グループの中で優良な組織のみを改組して株式会社化するケースが多い。）が翌年の2008年に香港で上場した場合、2007年以前に遡った財務諸表の開示（IFRS上は、IFRS基準に基づいて作成した最低過去二年間の財務諸表の開示が必要）ができないためIFRS第1号が適用されなかったが、改定後にはこうした中国特有の事情を考慮し、免除規定が設けられている。

第2節 高等教育機関におけるIFRS教育

以下、中国の会計教育において代表的な大学である上海財經大会計学院（School of Accountancy of Shanghai University of Finance and Economics）、復旦大学管理学院（School of Management of Fudan University）上海国家会計学院（Shanghai National Accounting Institute、SNAI）のケースを持って、中国におけるIFRS教育状況を見てみたい。本稿で取り上げる上述3大学に関する資料は、2011年3月に各大学を訪問した際に行った実地調査から入手したものである。⁴

（1）上海財經大学

①会計学院

上海財經大学は1917年に設立され、会計領域においては厦門（アモイ）大学、中国人民大学と並んでTop3にランク付けられていたが、最近では市場経済がもっとも発展している上海の立地的条件に恵まれることもあり、会計スタッフといった規模等において厦門大学、中国人民大学を抜いていると考えられる。上海財經大学は中国の会計領域においてももっとも先端を走る大学の一つであると言っても過言ではない。

②学部のコース・テキスト・英語による教育

上海財經大学は「一流、現代化、国際化」を目標としており、コースの設計は徹底的に会計教育の国際化を目指すものになっている。会計学院には五つのコースが設けられている。会計学コース、公認会計士コース、ACCAコース（イギリス）、米国会計コース、CGAコース（カナダ）があるが、そのうちACCAコース（1994年から導入）、米国会計コース（1989年から導入）、CGAコース（2001年から導入）はそれぞれの国の英語版のテキストを利用している。講義の配布資料、宿題も英語を用いており、教員によっては講義の説明

⁴ インタビューに応じてくださった先生方の名前およびその日付は以下の通りである。

2011年3月16日、上海国家会計学院の宋徳亮準教授

2011年3月16日、上海財經大会計学院の副院長朱紅軍教授

2011年3月16日、復旦大会計学部の原紅旗教授

も英語で行われる場合がある。受講生はイギリス、米国、カナダの公認会計士試験を受験する機会が多いが、受験生のなかには単科目の成績が全世界のトップに君臨する学生が少なくない。英語で専門科目の授業を受ける場合、母国語である中国語で履修する場合と比較して学生の理解力が劣るのではないかと尋ねたところ、学生は英語で受講するほどの英語力を十分備えているという。

以下、米国会計コースについて紹介する。米国会計コースのカリキュラムには、基礎会計、中級財務会計、上級会計（英語版）、管理会計（英語版）、会計監査（英語版）、財務管理学（英語版）、原価会計、会計情報システム、財務報告分析、外貨業務会計、証券会社会計、税務会計、国際会計、中国会計と監査、会計理論、株式会社会計などの会計関連科目がある。英語版と表記されている科目は、アメリカの教材を使用している科目である。その他のコースのカリキュラムについては、図表 6-2 を参照されたい。

上級会計科目で使用される教材は、Floyd A. Beams etc, *Advanced Accounting*, Prentice Hall とその中国語翻訳版の『高級会計学』（上海財經大学出版）である。⁵

図表 6-2 上海財經大会計学院学部のカリキュラム

コース	カリキュラム	
	学年	会計関連科目
会計学コース	1	基礎会計、中級財務会計 I
	2	中級財務会計 II、原価会計、上級財務会計 I
	3	会計監査、財務管理学 I、会計情報システム、上級財務会計 II、管理会計、会計英語、財務報告分析、外貨業務会計、証券会社会計、国際会計
	4	財務管理学 II、会計理論、監査理論、株式会社会計
米国会計コース	1	中級財務会計 I（英語版）、基礎会計
	2	中級財務会計 II（英語版）、原価会計（英語版）、上級財務会計 I（英語版）
	3	会計監査（英語版）、財務管理学 I（英語版）、会計情報システム、上級財務会計 II（英語版）、管理会計（英語版）、財務報告分析、外貨業務会計、証券会社会計、税務会計、国際会計
	4	財務管理学 II（英語版）、中国会計と監査、会計理論、株式会社会計
公認会計士コース	1	中級財務会計 I、基礎会計
	2	中級財務会計 II、原価会計、上級財務会計 I
	3	会計監査、財務管理学 I、会計情報システム、上級財務会計 II、管理会計、会計英語、財務報告分析、外貨業務会計、証券会社会計、国際会計
	4	財務管理学 II、会計理論、株式会社会計
CGA コース	1	中級財務会計（上）FA2+PS1、基礎会計 FA1

⁵ 大学院で使用されている教材の一つとしてアメリカの教材 William R.Scott, *Financial Accounting Theory*, Prentice Hall がある。

	2	中級財務会計（下）FA2+PS2、原価会計 MA1、上級財務会計 FA4
	3	会計監査 AU1+PS3、管理情報システム、管理会計 MA2、企業財務 FN1、上級会計監査 AU2、外貨業務会計、証券会社会計、企業財務 FN2
	4	会計理論 AT1、中国会計と監査、株式会社会計
ACCA 専攻	1	財務会計（ACCA）、原価会計（ACCA）、基礎会計
	2	会計監査（ACCA）、管理情報システム（ACCA）、上級会計と監査（ACCA）、企業財務（ACCA）、
	3	財務戦略（ACCA）、外貨業務会計（ACCA）、財務報告環境（ACCA）、管理会計（ACCA）、証券会社会計、国際会計
	4	中国会計と監査、株式会社会計

出典：上海財經大会計学院 HP より筆者作成

③小括

前述したように中国は現代的な会計基準作りを進める当初から国際会計基準をモデルとして基準設定を行っており、大学でも IFRS の科目を特別に設置するのではなく、既存のカリキュラムのなかに IFRS の内容を吸収する方法で進めている。上海財經大学では IFRS に特化した教育は行わず、会計教育の国際化に注力していることが伺える。

(2) 復旦大学

①復旦大学管理学院会計学部のカリキュラム・テキスト・英語による教育

復旦大学は中国を代表する総合大学で、上海に所在している。管理学院の会計学部では、会計学原理、中級財務会計、上級財務会計、国際会計、財務諸表分析、管理会計、監査論、税金、内部統制等の会計関連科目が設置されている。

復旦大学も上海財經大学と同様に、IFRS に特化した科目は設置せず、アメリカの教材を多用している。また、一部の科目においてはソウル大学校や上海財經大学と同様に講義資料、受講生の宿題は英語を使い、教員の説明も英語で行われる場合がある。

以下、国際会計、会計学原理、財務諸表分析の三つの科目について紹介する。

【国際会計】 国際会計は二人の教員が担当している。そのうち一人は教員自らが執筆した中国語の教材を使用し、もう一人の教員はアメリカの教材 Timothy Douppnik etc., *International Accounting*, McGraw-Hill College を使用している。

【会計学原理】 会計学原理はアメリカの教材 John J.wild etc., *Principles of Accounting*, McGraw Hill Higher Education とその中国語翻訳版の『会計学原理』（中国人民大学出版）を使用している。

【財務諸表分析】 財務諸表分析は中級財務会計と上級財務会計を履修した学生のみが受講できる科目である。アメリカの教材 K.R.Subramanyam etc., *Financial Statement Analysis*, McGraw Hill Higher Education とその中国語翻訳版『財務報表分析』（中国人民大学出版社）を使用している。

②小括

復旦大学においても上海財經大学のように積極的にアメリカ教材を使用し、また英語による講義を行うことから、IFRS に特化した教育よりも会計教育の国際化を重要視していることが伺える。

(3) 上海国家会計学院

①上海国家会計学院

中国の国家会計学院は企業や政府の重役、公認会計士等に対し再教育を行うことを目的とした教育機関である。上海、北京、厦門（アモイ）の3つの都市に設立されている。

②プログラムおよびIFRS科目

上海国家会計学院には EMPAcc (Executive Master of Professional Accounting)、EMBA (Executive MBA)、MPAcc (Master of Professional Accounting) の三つのプログラムがある。MPAcc プログラムの中に IFRS の科目が設置されている。

IFRS 科目は大手監査法人（かつての Big4）での勤務経験のある教員が担当している。授業内容の 70%は講義形式で、30%はケース・スタディの討論形式で行われている。教員が授業にさまざまな事例を持ち込み、討論させるだけでなく、受講生らも自らが職場で直面した実際の問題を講義で議論することも多いという。

図表 6-3 は IFRS 科目のシラバスである。Wiley *IFRS 2009: Interpretation and Application of International Accounting and Financial Reporting Standards 2009*, Wiley をテキストとしている。

図表 6-3：上海国家会計学院における IFRS 科目のシラバス

第 1 回：中国会計改革と会計基準のコンバージェンス	第 10 回：収益
第 2 回：IASCF（国際会計基準委員会財団）	第 11 回：工事契約
第 3 回：国際会計基準の設定とエンフォースメント	第 12 回：借入費用
第 4 回：概念フレームワーク	第 13 回：一株当たり収益
第 5 回：財務諸表の表示	第 14 回：所得税
第 6 回：棚卸資産、固定資産	第 15 回：会計方針・会計上の見積もりの変更、後発
第 7 回：投資不動産	事象
第 8 回：無形資産	第 16 回：福利厚生
第 9 回：引当金、偶発負債および偶発資産	第 17 回：まとめ

出典：上海国家会計学院宋徳亮準教授のインタビューより筆者作成

③小括

国家会計学院は企業や政府等において会計業務に携わっている実務者を対象とした教育機関であり、志願者は大学在学時に IFRS 教育を受けていない。こういう受講生向けに IFRS 科目を設置されていると考えられる。

第3節 中国における公認会計士試験

(1) 試験科目・試験日時・配点・出題範囲

中国国内の公認会計士試験は、一次試験の専門試験と二次試験の総合試験に分けられ、一次試験の全科目に合格してから二次試験を受験することができる。一次試験は会計、監査、財務コスト管理、企業戦略とリスク管理、経済法、税法の6科目を含めている（図表6-4を参照）。その中の「会計」科目は中国の企業会計準則を主な出題範囲としている。「監査」科目は「中国公認会計士執務準則」とその他関連のガイドラインを主な出題範囲としている。二次試験は職業能力総合試験の一科目が試験科目となっている（図表6-5を参照）。また英語能力も問われている（図表6-6を参照）。

図表 6-4 中国公認会計士一次試験（専門試験）

試験日	時限	試験時間	試験科目	配点
1日目 (2011年9月17日)	1時限	90分(8:30-11:00)	監査	100点
	2時限	90分(13:00-15:30)	財務コスト管理	100点
	3時限	120分(17:30-19:30)	経済法	100点
2日目 (2011年9月18日)	1時限	90分(8:30-11:00)	会計	100点
	2時限	90分(13:00-15:30)	企業戦略とリスク管理	100点
	3時限	120分(17:30-19:30)	税法	100点

出典：中国公認会計士協会 HP 公開資料をもとに筆者作成

図表 6-5 中国公認会計士二次試験（総合試験）

試験日	時限	試験時間	試験科目	配点
1日目 (2011年9月24日)	1時限	210分(8:30-12:00)	職業能力総合試験（第一試験）	100点
	2時限	210分(14:00-17:30)	職業能力総合試験（第二試験）	100点

出典：中国公認会計士協会 HP 公開資料をもとに筆者作成

図表 6-6 中国公認会計士英語試験

試験日	時限	試験時間	試験科目	配点
1日目 (2011年9月24日)	1時限	120分(9:00-11:00)	英語	100点

出典：中国公認会計士協会 HP 公開資料をもとに筆者作成

(2) 受験資格

一次試験の受験資格を得るには中国国民であり、大学の学歴（本科（四年制）と専科（二

年もしくは三年制)を含む)もしくは会計や会計関連専門分野の中級以上の職業資格⁶を取得する必要がある。二次試験は一次試験全科目を合格したもののみ受験できる。また、英語試験の受験資格としては大学英語 6 級の水準⁷もしくはそれに準ずる水準を有するもので、二次試験合格後もしくは公認会計士試験受験のいずれの年度に受験することができる。

(3) 科目合格制度・合否判定

一次試験は部分合格制度を導入しており、単科目合格後の 5 年間を有効期限とする。また、会計や会計関連専門で上級職業資格を有するものは一次試験科目のうち一科目の受験が免除される。⁸ 一次、二次試験および英語の試験はすべて絶対評価を行い、60%以上を得点したものを合格とする。

(4) 公認会計士試験の国際化

中国は公認会計士試験の国際化および中国公認会計士の国際化を目指し、海外の公認会計士協会と試験科目相互免除制度を導入している。たとえば、中国公認会計士協会はイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, ICAEW)と提携し、試験科目相互免除を実施している。中国の公認会計士試験の全科目を合格したものが ACA 試験を受ける場合 9 科目の試験免除を受け、ACA 試験に合格した ICAEW 会員が中国の公認会計士試験を受ける場合、2 科目の試験が免除される。香港とも受験科目相互免除を実施している。

(5) 日・中における公認会計士試験の主な相違点

中国の公認会計士試験は日本の公認会計士試験と比較して、一次試験と二次試験の二段階に分けられている部分は共通しているが、以下の四点において主な相違点が見られる。中国の場合、受験資格として大学の学歴もしくは会計や会計関連専門分野の中級以上の職業資格を持つ必要があり、年齢制限が設けられていない日本と比較して実質的にはある程度の年齢制限が設けられていること；日本では設けられていない英語の試験科目が設けられていること；試験の合否は日本のように相対評価ではなく絶対評価で行うこと；海外の公認会計士協会と試験科目相互免除制度を導入していること 等である。

⁶ 会計専門の職業資格とは、初級、中級及び上級の会計専門資格を指す。中級の資格試験は、大学以上の学歴および一定期間の会計業務実務経験を持つものが受験でき(学歴によって求められる実務年数が異なる)、合格したものは監査、会計、税務等の業務に携わることができる。上級の資格試験は、地方によって受験資格が他小異なるが、合格したものは総会計師(国有企業の財務会計責任者)や企業の財務会計責任者になる場合が多い。

会計関連専門の職業資格とは、経済、統計、監査等分野の中級以上の資格試験を指す。

⁷ 英語 4 級は大学卒業要件として求められるレベル、英語 8 級は英語専攻の学生が受験する難易度の高いレベルである。6 級は 4 級と 8 級間のレベルの位置づけとして理解できる。

⁸ 一次試験の受験免除者として、大学や研究機関の会計および会計関連専門の准教授、副研究員などがある。

参考文献・資料

【日本語】

- ・ 国際会計シンポジウム in 東京[2008]「韓国における国際会計基準（IFRS）の導入」『企業会計』第 60 巻第 3 号
- ・ 児島幸治翻訳[2009]メアリー・バース教授国際会計基準講演会「国際財務報告基準のアドプションと会計教育・研究に対する影響」『企業会計』第 61 巻第 8 号
- ・ 佐藤信彦[2007]「会計大学院の現場における会計教育の課題」『企業会計』第 59 巻第 11 号
- ・ 柴健次[2010]「IASB 財務諸表フレームワークと会計教育」『企業会計』第 62 巻第 8 号
- ・ 柴健次[2007]『会計教育方法論』関西大学出版部
- ・ 孫美灵[2006]「移行期中国における会計教育の改革—上海国家会計学院をケースとして—」『経済論叢』第 177 巻第 5・6 号
- ・ 孫美灵[2007]「移行期中国における会計基準の国際的調和化へのアプローチ」『経済論叢』第 179 巻第 4 号
- ・ 橋本尚[2009]「IFRS 導入によるわが国会計実務および会計教育への影響」『企業会計』第 61 巻第 8 号
- ・ 藤永弘[2004]『大学教育と会計教育』創成社
- ・ 林鍾玉・張韓模[2004]「韓国と中国の会計制度と会計教育に関する比較研究」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』
- ・ 企業会計基準委員会 HP https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/asbj/
- ・ 日本公認会計士協会 HP <http://www.hp.jicpa.or.jp/index.html>

【中国語】

- ・ 財政部会計司[2009]「我国上市公司 2008 年執行企業会計準則狀況分析報告」『会計研究』
- ・ 劉国武・陳少華・賈銀芳[2005]「会計教学中批判性思維教学法運用策略分析」『会計研究』
- ・ 劉永澤・孫光国[2004]「我国会計教育及会計教育研究的現状与对策」『会計研究』
- ・ 劉玉廷[2009]「关于中国企業会計準則与国際財務報告準則持續全面趨同問題」『会計研究』
- ・ 孟焰・李玲[2007]「市場定位下的会计学專攻本科課程体系改革 - 基于我国高校的實踐調查証拠」『会計研究』
- ・ 潘煜双・張惠忠・劉勇[2009]「会計教育改革：理論探討与經驗総結論」『会計研究』
- ・ 王愛国[2009]「改革開放 30 年我国会計教育的回顧和展望」『財務与会計』
- ・ 財政部会計準則委員会 HP <http://www.casc.gov.cn/>
- ・ 復旦大学管理学院 HP <http://www.fds.m.fudan.edu.cn/Aboutus/index.aspx>
- ・ 上海財經大学会計学院 HP <http://sa.shufe.edu.cn/structure/index.htm>
- ・ 上海国家会計学院 HP <http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&langpair=en%7Cja&u=http://www.snai.edu/en/>
- ・ 中国公認会計士協会 HP <http://www.cicpa.org.cn/>